平成30年度 行政評価シート

施設名	旭川市子ども総合相談センター	所在地	旭川市10条通11丁目	
担当部局	子育て支援部子ども総合相談センター	電話番号	0166-26-5500	内線 5141

1 施設の概要

設置目的	子ども及び子育てに関する相談機能の充実を図るとともに、地域における子育て支援を推進し、もって子どもの健やかな成長に寄与するため。				
設置根拠	旭川市子ども総合相談センター条例				
設置年月日	H28.4.1	増改築	H28.2.26(常盤中学校を改修)		
建設費(単位:千円)	(新築時) 不明		(増改築時) 478,876		
規模・構造等	敷地面積:18,181.98㎡(※敷地は中央中学校の所管),延床面積:2,046.14㎡ 鉄筋コンクリート造,一部鉄骨造4階建(※1・2階が旭川市子ども総合相談センター)				
利用対象者 主に18歳未満の子ども、その保護者、子ども・子育て関係団体等			ざも・子育て関係団体等		
事業内容	·児童家庭相談事業 ·発達	支援相談事業	・地域連携業務・研修開催業務・子育て支援業務・貸室業務		
	口直営 (平成30年度の職員体制) 正職員9人, 臨時職員1人, 嘱託職員23人				
運営方法	■直営(一部業務委託)	(委託内容)機械警備業務, 清掃業務, 除雪業務, 外構等維持管理業務, 電話交換機保守·点検業務, 自動ドア保守·点検業務, 昇降機保守·点検業務, 建築物環境衛生管理業務, GHP保守·点検業務			
料金制度	■使用料 □その)他()		
減免制度	減免制度 有(使用料免除,使用料の5割減額)				
類似施設 (民間の施設を含む)	なし				
類似施設との違い					

2 管理運営の状況

(1)管	理経費					(単位:千円)
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	備考
内訳		(決算)	(決算)	(決算)	(予算)	1佣 右
人件費		0	107,045	111,207	115,569	施設管理のほか相談等全 ての業務の人件費を計上
	正職員		64,215	64,773	65,889	
	臨時•嘱託職員		42,830	46,434	49,680	13款の臨時職員を除く
需用費		0	3,853	3,655	2,381	
	消耗印刷費		922	834	718	
	光熱水費		2,921	2,774	1,613	
	修繕料		10	47	50	
委託料			4,646	5,670	6,623	
使用料•賃借料			203	199	222	
備品購	入費		0	312	0	
その他	ļ		1,106	1,207	1,002	報償費,役務費,負担 金,公課費
	合計(A)	0	116,853	122,250	125,797	
	使用料		74	108	118	
	賃家料		464	464	464	
収入	国庫補助金		5,362	10,531	15,339	※相談業務に係る補助金
	道費補助金		3,719	3,612	4,411	※相談業務に係る補助金
	自販機電気代等		15	293	17	H29は自販機電気代+繰入金
	合計(B)	0	9,634	15,008	20,349	
差引	(合計(A)-合計(B))	0	107,219	107,242	105,448	

[※]人件費(正職員分)は、1人当たり平成27年度7、291千円、平成28年度7、135千円、平成29年度7、197千円、 平成30年度7、321千円で計算すること。

(2)利用状況

	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	備考
内訳		(実績)	(実績)	(実績)	(見込み)	1佣 右
相談件数(単位:延べ件数)			5,599	5,579	5,579	
総利用	利用件数		408	480	480	
	うち免除利用分		118	158	158	
	うち減額利用分		7	20	20	
	研修会議室1		17%	19%	19%	
	研修会議室2		9%	12%	12%	
各	研修会議室3		13%	15%	15%	
各 室 利						
用率						
半 (単位:%)						
市管理総	【参考値】 用者一人当たりの 費投入額(千円) 経費÷(相談件数+総 引用件数)で算出		18	18	17	

(3)市民ニーズの把握

	■ アンケート調査(実施時期,提出件数等) 親子教室終	了後(2~3か月に1回), 研修終了の都度
把	□ 意見箱の設置(設置数,提出件数等)	
握方法	■ その他の方法(実施時期,方法等) 利用者からの)要望を随時受け付けている。
	主な意見	対応状況
 主な	駐車場の駐車可能台数が少ない。	H30.2月東側外構部分を整備し駐車スペース(10台分)を確保。
意見 と	受付に来ても気付いてもらえないことがある。	受付付近に自席を離れる業務が少ない職員を配置、ワイヤレスチャイム設置等。
対応	プレイル一ム利用の際に毎回受付票を記載する手間がかかる。	H30から登録制にし、2回目以降利用の際の手続を簡素化。
 状況 	研修の内容についての要望	アンケートによりニーズの多い研修を開催。

(4)サービス向上, 利用者増に向けた取組,業務改善,経費削減などの取組(業務委託は次項に記載)

取組	取組内容	実績·成果		
	PRカードを小学生・中学生に配付	H28 24,600枚(小1年~中3年) H29 2,820枚(小1)配付		
内容	II .	H30 7,992件(小1, 小4, 中1)配付		
ま 実績 成果				

今後の予定

(5)業務委託の実績と予定

	年度	内容
 業務委託の実績	H28	機械警備業務等,清掃業務,除雪業務,電話交換機保守・点検業務,昇降機保守・点検業務,建築物環境衛生管理業務
未伤安託の天根	H29	H28の業務に加え, 外構等維持管理業務, 自動ドア保守・点検業務, GHP保守・点検業務を追加
	H30	H29の業務に加え, 産業廃棄物収集運搬業務, 産業廃棄物処分業務を追加
今後の予定		

(6)指定管理者制度の導入について

	□ 担い手	になりうる団体がある
		市内 🗆 市内にはないが市外にはある
	■ 現時点	では,担い手になりうる団体がない
指定管理者の担い手	説明	当センターは、主に使用申請を受けて使用承認を行う貸室や、相談機能のほか、子育て支援業務、地域連携業務、研修関係業務を行うなど様々な機能をもって構成されている。 相談機能については、人的な役務の提供という要素が強く、施設の使用という物的要素に着目した公の施設に対し導入される指定管理者制度にはなじまないものと考えられる。 業務の委託については、児童福祉法に基づく要保護児童等に対する措置や児童虐待防止法に基づく措置を行っており、それらを委託することについては、制度的な課題や現実的に受託者を確保できるかという課題がある。
	サービス向上	■ 市直営 □ 同程度 □ 指定管理者制度導入 □ 不明
	コスト削減	■ 市直営 □ 同程度 □ 指定管理者制度導入 □ 不明
メリットの比較	説明	貸室については、利用率が高い状況になく、市職員が他の業務と併せて貸室業務を行う方が効率的であると考えられる。 相談業務については「指定管理者の担い手」の欄に記載。
		·ども家庭総合センター),北九州市(子育てふれあい交流プラザ),東村山市(子育て総合支援セン (子ども未来センター)など

3 施設の課題

子ども総合相談センター駐車場の駐車可能台数については平成30年に10台を増設したが、それでも25台と少なく来所しにくい環境にあ る。

4 公共施設等総合管理計画(施設再編計画)における評価

B継続:複合施設	将来にわたり市が保有し続ける施設で、事業・設備の状況から、複合化の受け皿となるもの。
----------	--

5 評価

(1)1次評価(所管部局)

活動量と成果	説明 ※活動量とは、利用件数や利用率、事業の実施件数など
□高い	・相談件数は多い状況が続いており,高い活動量となっている。また,法改正により児童相談所が受理したケース のうち,緊急性がないと考えられるケース等を市町村へ送致することとされており,今後センターの活動量が増加す
■ やや高い	ることとなる。
口 予定どおり	・研修会議室の稼働率はH28年度と比較し2%増加しているものの,高いとは言えず,周知を進めるとともに,コミュニティ施設としての機能の充実が必要である。
□ やや低い	
□ 低い	
運営の効率性	説明
■ 運営の効率性	・貸室については、利用率が高い状況になく、市職員が他の業務と併せて貸室業務を行う方が効率的であると考え
	・貸室については、利用率が高い状況になく、市職員が他の業務と併せて貸室業務を行う方が効率的であると考えられる。 ・相談業務については「(6)指定管理者制度の導入について」に記載しているとおり、制度的な課題・受託者を確保
□高い	・貸室については、利用率が高い状況になく、市職員が他の業務と併せて貸室業務を行う方が効率的であると考えられる。 ・相談業務については「(6)指定管理者制度の導入について」に記載しているとおり、制度的な課題・受託者を確保できるかの課題があるため指定管理者制度の導入は難しい。
□ 高い■ やや高い	・貸室については、利用率が高い状況になく、市職員が他の業務と併せて貸室業務を行う方が効率的であると考えられる。 ・相談業務については「(6)指定管理者制度の導入について」に記載しているとおり、制度的な課題・受託者を確保
□ 高い■ やや高い□ 標準	・貸室については、利用率が高い状況になく、市職員が他の業務と併せて貸室業務を行う方が効率的であると考えられる。 ・相談業務については「(6)指定管理者制度の導入について」に記載しているとおり、制度的な課題・受託者を確保できるかの課題があるため指定管理者制度の導入は難しい。 ・施設管理運営業務、子育て支援業務、一部の地域連携業務は委託により実施しており効率性の高い運営に努め

評価及び見直しの内容

相談支援業務については、高い活動量となっているところであるが、貸室については十分な稼働とはいえず、開所から2年しか経過していないため十分浸透していないことも考えられる。 児童福祉法の改正により児童相談所の設置についても検討が必要な状況にあり、国の動向等を踏まえながら、また、他の業務については市民のニーズの把握に努めながら、地域の子育て支援を推進できるようセンターの在り方を検討していく必要がまた。 ある。

(2)外部評価(行財政改革推進委員会の意見)

評価及び見直しの内容	

(3)2次評価(行政評価検討会議)

評価及び見直しの内容

研修・会議室の稼働率が低いことから、周知に努めるとともに、利用促進を図ること。 また、児童相談所の設置に係る検討と平行して、庁内関係部局や関係機関との連携や役割分担を含めた児童家庭相談体制の 在り方について検討を進め、市民にとって利用しやすい相談体制を構築すること。